

サステナビリティ報告書における マテリアリティの判断プロセスとその課題

牟 禮 恵美子

【キーワード】 マテリアリティ、マテリアリティ・マトリックス、ステークホルダー・エンゲージメント、GRI、人権デュー・ディリジェンス

1 はじめに

サステナビリティ情報は、IFRSのサステナビリティ基準やEUの企業サステナビリティ報告指令（CSRD）などを背景に、財務報告において制度開示される流れが加速している。日本でも、IFRS基準をベースにサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が基準を策定中であり、これを有価証券報告書における制度開示として採用することが検討されている¹⁾。制度開示を目的として基準が収斂されている背景には、従来様々なサステナビリティ基準が乱立していたことを問題視した投資家からの要請があるが、サステナビリティ報告の目的は多様であるため、投資家のための基準に収斂されることには反対意見も多い。それは、報告目的によって開示する内容が変わるためであり、開示内容を規定するマテリアリティ（重要性）として何を採用すべきかという問題に置き換えることもできる。具体的には、財務的な目的から、投資家の意思決定への影響をもとにマテリアリティを考える財務的マテリアリティ（シングル・マテリアリティ）と、環境や社会への影響（インパクト）の観点から広くサステナビリティ目的で考えるインパクト・マテリアリティ、これらの両方を含むダブル・マテリアリティの違いである。

IFRS基準は財務的マテリアリティを採用しているが、財務的マテリアリティそのものを直接的に判断することは困難であり、まずは関連するサステナビリティの課題とそのインパクトを認識したうえで、さらにそれが企業リスクや機会にどのような影響を及ぼすのかという判断が求められる²⁾。この時、企業への影響を短期的にみると、サステナビリティの課題も狭く解釈され、結果として、投資家にとっても意味ある開示とはならない³⁾。従って、制度開示において、財務的マテリアリティを考慮する場合も、まずはサステナビリティ目的のマテリアリティの視点が必要となってくる。さらに、投資家以外のステークホルダーのためには、従来の

サステナビリティ報告書が必要とされることから、サステナビリティ目的のマテリアリティについては引き続き重要なテーマといえる。

これまで、サステナビリティ報告書におけるマテリアリティに関しては多角的な研究が実施されており、サステナビリティ情報の開示が新たな局面を迎えるにあたり、これまでのマテリアリティの実務に関する課題について改めて考察する意義は大きいと考える。以下では、サステナビリティ報告書の実務を牽引してきたGlobal Reporting Initiative（GRI）の規定内容を検討した後、関連する研究成果をもとに、当該課題について考察する。

2 GRIにおけるマテリアリティ

世界のサステナビリティ報告書をサーベイしているKPMGの調査によると、2024年の調査において最も多く使われている作成基準はGRIであり、世界のG250の77%、N100の71%となっている⁴⁾（KPMG 2024, p. 33）。このため、まずは、GRIにおけるマテリアリティの考え方について検討する。

GRIのガイドラインにおいて、明示的にマテリアリティへの言及がなされたのは2006年に改訂されたG3であり、報告書の内容を確定するための報告原則の中で、マテリアリティのガイダンスが示されている（GRI 2006, p.7）。そこでは、マテリアリティの定義として「報告書中の情報は、組織の重要な経済的、環境的、社会的影響を反映するテーマおよび指標、あるいは、ステークホルダーの評価および意思決定に実質的な影響を及ぼすであろうテーマおよび指標を網羅すべきである」（GRI 2006, p.8）としている。また、「経済的、環境的、社会的影響の著しさ」（横軸）と「ステークホルダーによる評価と意思決定への影響度」（縦軸）の2軸によるマッピングのイメージ図（以下、「マテリアリティ・マトリックス」）が示されている（GRI 2006, p.8）。さらに2013年に改訂されたG4では、マテリアリティが強調され、マテリアルな側面とバウンダリーの確定プロセスの開示が求められている。そのプロセスとは、①報告対象となりうる側面と関連テーマ、そのバウンダリーの特定、②報告対象とすべきものを特定するための優先順位付け、③報告内容の最終的な特定を行うための妥当性の確認、④報告書を公表した後のレビュー、という4つのステップであり、このうちの②において、ステークホルダー・エンゲージメント（関与）やマテリアリティ・マトリックスについて説明されている（GRI 2013, pp.30-37）。2016年にガイドラインから改訂されたスタンダードでは、このようなステップの説明はなくなっているが、参考として従来のマテリアリティ・マトリックスが示されている（GRI GSSB 2016, p.11）。

2021年に改訂されたスタンダードでは、マテリアルな項目とは「組織が経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える最も著しいインパクトを表す項目」（GRI GSSB 2021a, p.28）と定義が修正され、「ステークホルダーによる評価と意思決定への影響」が削除されている。2021

年の共通スタンダードの改訂は、人権情報開示に関する専門委員会からの勧告を受けて作業が開始されたものである。これは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」が、人権だけでなく責任ある企業行動のより広範な分野にも影響を及ぼすようになったことが背景にある⁵⁾。このため、改訂された共通スタンダードでは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECDの「多国籍企業に関するOECDガイドライン」、「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」などとの整合性を図るように概念やアプローチが改訂されている（GRI 2021）。

マテリアルな項目の定義の中に「人権」が含まれることとなったのは、人権を強調するためであるが、もう一方のステークホルダーの評価と意思決定が削除されたことについては、これまでの実務に対する問題点への対応という理由が示されている。すなわち、従来のアプローチやマテリアリティ・マトリックスの使用は、ステークホルダーの特定時の偏りから誤った解釈につながる懸念や、経済、環境、社会にどのような影響を与えるかではなく、組織自身への影響を検討することにつながっていたことが指摘されている（GRI 2021, p.14）。また、評価軸が1つになったことから、マテリアリティ・マトリックスは削除されている。そして、マテリアルな項目の決定に関する手引きとして4つのステップが示されており、その際、関連するステークホルダーや専門家とのエンゲージメントを行うことが望ましいとしている。さらに、マイナスのインパクトの特定は、デュー・ディリジェンスの第一歩であるとして、デュー・ディリジェンスとの関係に言及している（GRI GSSB 2021b, pp.7-14）。

2021年の改訂基準は、2023年1月1日以降に発行される報告書からの適用となっており、それまでGRIが長年推奨してきたのは、ステークホルダー・エンゲージメントに基づいて判断した結果をマテリアリティ・マトリックスの中でマッピングし、その中で最も重要度が高い項目について、サステナビリティ報告書で開示するというプロセスである。これまでの企業の実務に関しては、多くの研究が行われていることから、次節では、関連する研究内容をもとに、明らかになった課題について検討する。

3 マテリアリティの実務に関する研究

サステナビリティ報告に関するマテリアリティの研究は2010年代以降、飛躍的に増加しており、その焦点や分析手法も多岐にわたっているが（Fiandrino et al. 2022）、ここでは、特に企業実践に関連する研究を取り上げる。

Torelliなど（2020）は、イタリアの公開会社152社の非財務報告書を対象に、企業のマテリアリティのレベルを、原則への適用度を基準に6段階で評価し、その評価との関連性について分析している。対象企業のうち150社（99%）がマテリアリティの原則を適用しており、マテリアリティ・マトリックスを使用しているのは100社（66%）である。また、マテリアリティ

の適用レベルの平均値は4.2と比較的高い評価となっている。マテリアリティのレベルについて、産業による差異が明らかになるとともに、GRIへの準拠度合い（3段階で評価）が高いとマテリアリティのレベルが高くなること、ステークホルダー・エンゲージメントのレベル（3段階で評価）が高いとマテリアリティのレベルが高くなることが明らかにされている（Torelli et al. 2020）。

この結果からは、多くの企業がマテリアリティの原則を考慮して報告書を作成していること、マテリアリティ・マトリックスが半数以上の企業で使用されていることが分かる。また、ステークホルダー・エンゲージメントが有効であることも明らかにされている。ところで、ここでのマテリアリティのレベルは、報告書がマテリアリティの問題に重要な注意を払っている場合に、最高点（6点）が付与されており、ステークホルダー・エンゲージメントについては、ステークホルダーとの間で、間接的な関与があれば2点、直接的かつ参加型の活動を通じた関与があれば最高点（3点）が付与されている。すなわち、ステークホルダーと何らかの形で直接かかわった結果、重要な問題点が抽出され、それが報告書に反映されている場合に、マテリアリティのレベルとして高い評価につながることが示唆されている。ここでは、ステークホルダーの関与の方法や、マテリアリティの決定プロセス自体は問題にされていないが、多くの研究者が、マテリアリティの決定プロセスについての開示が少ないことや開示されたプロセスが企業の正当性のためのツールとして利用されていることなどを問題視している（Fiandrino et al. 2022, pp.681-682）。

Eccles and Krzus（2015）は、実際のマテリアリティ・マトリックスについて、91社の情報開示（サステナビリティ報告書に限定されない）を対象に分析を行っている。評価軸については、ほとんどが「企業にとっての重要性」と「ステークホルダーにとっての重要性」の2軸で評価しており、GRIが提示している「経済・環境・社会への影響の重要性」の視点から評価しているところは少なく、また、そこでの重要性の意味を説明している企業はほとんどない。ステークホルダー・エンゲージメントのプロセスについては87%が説明しているが、ステークホルダーの特定プロセスについて説明しているのは12%で、ステークホルダー・グループに含まれる特定のステークホルダー名を明らかにしている企業はほとんどない。ステークホルダー・エンゲージメントの手法には、インタビュー、調査、ディスカッション・グループ、メディア・スキャンなどがあるが、企業がこのようなエンゲージメントを追求する深さにはばらつきがあり、非公式なディスカッションや調査を実施するだけの企業もあれば、徹底したプロセスを構築したり、外部のグループと協議してエンゲージメント方法を考案している企業もある。課題のスコアリングの方法について説明しているのは8%しかなく、ステークホルダーごとの重み付けの方法やステークホルダーの意見をどのようにY軸（評価軸）に集約しているかを明示している企業はない（Eccles and Krzus 2015）。

Puroila and Mäkelä（2019）は、世界で最もサステナブルとランキングされている44社のサ

ステナビリティ・レポート（GRIのG4に準拠）を分析しているが、同様の結果が示されている。まず、マテリアリティ・マトリックスについて、最も一般的なアプローチは、ステークホルダーの見解を事業上の考慮事項と結びつけることであり、GRIの提示する「経済・環境・社会への影響」を評価軸としているのは3社となっている。さらに、評価軸に対して用いられている評価プロセスは企業によって異なっており、多くの企業が、様々な異なる規範を参照している。また、すべての報告書において主要なステークホルダーが特定されている。多くの企業は、マテリアリティを判断するために特別に設計されたステークホルダー・エンゲージメントについて報告しており、その活動には、インタビュー、調査、ステークホルダー・パネル、マテリアリティ・ワークショップが含まれている。一方で、最終的な結果としてのマテリアリティ・マトリックスの評価（プロット）について、どのような判断をもとにランク付けされたのかについての説明はほとんど示されていない（Puroila and Mäkelä 2019）。

Vigneau and Adams (2023) は、ある多国籍企業に対して、インタビューや社内文書などの一次データとサステナビリティ報告書（二次データ）を比較し、報告と実務の間のギャップを明らかにしている。報告書では、検証、妥当性、監査といった言葉を用いて、科学的な正当性により報告書の厳密さが印象付けられている一方で、従業員の多くはデータの信頼性に対して疑問をもっている。また、広範なステークホルダーとのエンゲージメントが実施されており、社外および社内のステークホルダー（サプライヤー、労働組合、NGO、従業員など）にインタビューを行うためにコンサルタント会社を雇って、重要な問題が特定されている。しかしながら、マテリアリティ・マトリックスにおいて非常に重要な問題とされた腐敗については、腐敗防止の方針と実践に関する非常に限られた情報しか開示されていない。報告書では、サステナビリティが長期的な優先事項の中核に含まれ、特定された優先課題に対して活動が関連付けられ、各目標に対する活動や進捗状況が示されることで、体系的なアプローチに従って実行に移されているような印象をもたらししているが、実際には、CSRの実践が企業の戦略や日々の活動に統合されていないことが、インタビューから明らかにされている（Vigneau and Adams 2023）。

以上の研究結果が示すように、実務上、ステークホルダー・エンゲージメントとマテリアリティ・マトリックスはマテリアリティを判断するためのツールとして一般的に使用されている。一方、その具体的な適用においては、多くのケースでGRIの本来の趣旨を踏まえたものとはなっていないことが明らかにされている。すなわち、ステークホルダーの特定段階で偏った選別がなされたり、都合よくマテリアリティが解釈される可能性が高く、結果的に、GRI基準においては、ステークホルダーの評価軸が削除されることとなっている。他方で、新たなマテリアリティ判断の中心となるインパクト評価においても、ステークホルダーの関与を求めていることから、同様の問題が発生する可能性がある。次節では、この点も踏まえ、マテリアリティの判断プロセスにおける課題について考察する。

4 マテリアリティの判断プロセスにおける課題

マテリアリティの判断プロセスにおいては、ステークホルダーの関与が求められていることから、必然的にステークホルダーによる評価に関連した課題が生じる。さらには、インパクト評価に関する課題も明らかにされていることから、それぞれの点につき検討する。

4.1 ステークホルダーによる評価

サステナビリティ報告書は、幅広いステークホルダーを対象としており、彼らの求める情報を開示するには、その意見を集約することが必要となるため、ステークホルダー・エンゲージメントが重要であると考えられている。

Eccles and Krzus (2015) では、「社会（ステークホルダー）にとっての重要性」という表現そのものについての問題点を指摘している。つまり、社会はアイデンティティを持った実体ではないので、この軸での評価結果は「社会にとって重要なこと」ではなく、「社会にとって何が重要であるのかについての企業自身の認識」を報告しているに過ぎない（Eccles and Krzus 2015, pp.128-129）。それは、社会における自社の役割に対する企業自身の認識に基づいて、関与するステークホルダーが決定され、その意見を集約する際に与えるウェイトが決まるからである。このような認識のもと、取締役会は企業自身の考え方を示すことが必要となる（Eccles and Krzus 2015, p.158）。

ステークホルダーの評価を集約するには、ステークホルダーの選択、意見の収集方法、収集した意見に対する優先順位付け（ステークホルダー・マトリックス上のマッピング）の方法などについて決定する必要がある。これらは基本的に企業が判断することになるので、企業の判断の内容を明示しなければ、マテリアリティの結果の妥当性を判断することはできない。しかしながら、これまでの研究では、この開示が十分ではないことが明らかにされている。また、意見の収集方法について、直接参画型のワークショップやディスカッションのように様々なステークホルダーを集めて協議するという方法が用いられることがあるが、この場合には、別の観点からの考慮も必要となってくる。つまり、ステークホルダーによって異なる意味を持つマテリアリティについてのプロセスやルールは、必ずしも参加者の間で共有されているわけではないため、結果的に、特定のステークホルダー・グループの見解を優遇する結果となったり、コンセンサスを得ようとするプレッシャーから、偏った結果を導く可能性がある（Puroila and Mäkelä 2019, p.1061）。このため、AccountAbilityのステークホルダー・エンゲージメント基準（AA1000SES）では、ステークホルダー・エンゲージメントの計画段階において、ステークホルダーそのものを理解し、エンゲージメントの能力を高めるための準備として、ステークホルダー間のバランスや対立などのステークホルダーのリスクを特定して、評価、対処することが

示されている（AccountAbility 2015, pp.25-27）⁶⁾。

以上のように、ステークホルダーの評価に関しては、企業に要求される判断の範囲が広く考慮事項も多くなることから、結果的に、多くの企業では、実行しやすい方法として上述のような実践がなされてきたと考えられる。このような問題点からGRIは、マテリアリティの判断においてステークホルダーの評価を排除し、インパクトの評価に統一したが、それによって必ずしも上記の問題が解決されたとはいえない。この点について、さらなる考察を行う。

4.2 インパクトの評価

現行のGRI基準では、マテリアリティの判断プロセスについて、以下の4つのステップが示されている。（GRI GSSB 2021b, pp.8-12）

①当該組織の背景状況の把握

組織は自らの活動、取引関係、それらと関係するサステナビリティの背景とステークホルダーについて、概要を作成する。

②顕在化したインパクト・潜在的なインパクトの特定

組織は自らの活動や取引関係における、経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える顕在化したインパクト・潜在的なインパクトを特定する。そのためには、自ら行う評価、第三者の評価、コンプライアンス管理システムなど、様々な情報源を利用する。また、該当するGRIセクター別スタンダードに記載されているインパクトを検討し、適用するか否かを判断する必要がある。

③インパクトの著しさを評価

マイナスのインパクトの著しさは、インパクトの深刻度（潜在的なものは発生可能性を加味）によって決定され、深刻度は、規模、範囲、是正困難度によって決定される。プラスのインパクトの著しさは、インパクトの規模と範囲（潜在的なものは発生可能性を加味）によって決定される。

④報告するための最も著しいインパクトの優先順位付け

著しさに基づいてインパクトに優先順位を付ける。どのインパクトについて重点的に報告するかを決定する境界値または閾値を定めることが望ましい。

上記のように、現行の基準では、インパクトの評価を軸としてマテリアリティが判断される枠組みとなっている。一方で、「組織は、自らの活動や取引関係のあるステークホルダーを特定し、彼らとエンゲージメントを行って自らのインパクトの特定に役立てるのが望ましい」（GRI GSSB 2021b, p.9）、「特定されたインパクトの著しさの評価のために、関連するステークホルダーや取引関係のある事業体と協議することが望ましい。また、内部や外部の専門家に相

談する必要がある」(GRI GSSB 2021b, p.12)とあるように、ステークホルダー・エンゲージメントは依然として重要な位置付けとされている。このため、従来のステークホルダー評価と同様の課題が生じる可能性があるが、この点については、いくつかの改訂によって対応がなされている。まず、ステークホルダーの定義について、「組織の活動、製品およびサービスから著しい影響を受けると合理的に考えられる組織または個人や、その行動が当該組織の戦略実践および目的達成能力に影響を与えると合理的に考えられる事業体または個人」(GRI GSSB 2016, p.27)としていたものから、「組織の活動によって影響を受ける、または受けることがありうる利害関係を有する個人またはグループ」(GRI GSSB 2021b, p.25)へと、後半部分を削除し、組織に対して影響を及ぼす者を排除した。さらに、その選定に関しては、「ステークホルダーに与えるインパクトの大きさがエンゲージメントの程度を決める情報」となり、「最も深刻な影響を受ける、あるいは影響を受ける可能性があるステークホルダーを優先すべき」であり、「プラスのインパクトよりも、まずマイナスのインパクトを特定するのが望まし」く、「ステークホルダーと直接協議することで、その懸念を理解するべきである」(GRI GSSB 2021b, p.10)と優先順位のあり方についての考え方を示している。

すなわち、2021年の改訂基準では、組織が及ぼすマイナスのインパクトを重視したマテリアリティの判断を求めており、人権デュー・ディリジェンス（以下、「人権DD」）の考え方を全面的に取り入れたものとなっている。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」では、人権DDは、企業が、「人権への悪影響を特定し、予防し、軽減し、対処方法を説明するために実施」されるもので、「現実の及び潜在的な人権への影響の評価、調査結果の統合と対処、対応の追跡調査、対処方法の周知を含むべきである」(原則17)としており、評価の手続には、「人権への悪影響を潜在的に受ける集団やその他の利害関係者との有意義な協議を含むこと」(原則18(b))とされている。このような人権DDの考え方をマテリアリティの判断プロセスに組み込むことで、恣意性を排除し、従来の課題を克服することが期待できるが、そのためには、人権DDが期待通りに実践されることが条件となる。人権DDは、指導原則が策定されてから自主的な行動として広がっていったが、近年では、法規制により義務化されるようになってきている。このような流れをうけて、人権DDに関連した研究も進められており、新たな課題も明らかになっている。

Dupont など(2024)は、初期の透明性と報告を主眼とする規制を第一世代、人権DDを義務化する規制を第二世代として⁷⁾、これらの法規制による企業行動への影響、そのことが他のアクターへ及ぼす影響を評価するために、これまでの論文をレビューしている。レビュー結果からは、法規制への準拠状況はかなり表面的で、全体的にデータの開示量は増加しているものの質は低く、第二世代においても既に取り組んでいた既存の情報を開示する傾向がみられ、標準化されたあいまいな報告書となっていることが明らかにされている。企業の行動は、リスク回避に重点が置かれ、従来のリスク管理の枠組みの中で行動していることが示唆されている。

さらに、新たな企業行動は、他のアクターに対して統制機能を高めるような影響を与えることはなく⁸⁾、逆に、リスクをサプライヤーに移転させることで、特に中小企業にとっては負担の増加や市場からの撤退という悪影響が生じたり、大企業の特定期間からの撤退を促進した結果、地域社会の人権に顕著な悪影響を及ぼした例なども指摘されている。そもそも、人権に関する責任ある企業行動の考え方は、従来の企業自身に対するリスクの排除の視点（CSR的な思考）から、他者に課す可能性のある有害なリスクに焦点をあてる視点へと、大きくアプローチを転換させたものであるが、現実的には、依然として企業リスクに目が向けられていることが指摘されている（Dupont et al. 2024）。

このような企業行動に関連して、McCORQUODALE など（2017）では、企業の人権DDの実践方法について、人権に特化した専用の人権DDと、特化していない非専用の人権DD（他のプロセスの一部として人権DDを実施）とでは、その有効性に違いがあることを明らかにしている。人権DDは、企業自身や従業員に対するリスクを検討するだけでは、本来の目的に取り組むことにはならず、バリューチェーンにおける特定の人権問題やリスクの高い地域や状況を認識する必要があるが、非専用の人権DDを実施している企業の多くは、人権リスクは安全衛生や人事のような他のプロセスで十分にカバーされていると考えている。結果的に、専用の人権DDを実施したグループの方が、非専用の人権DDグループと比較して、実際の人権の影響の特定、人権専門家の助言の採用、モニタリング、発見事項の報告において高い割合を示しており、全体的に指導原則に準拠した形で実行されている（McCORQUODALE et al. 2017）。これは、Dupont など（2024）において指摘されていたように、従来のリスク管理の枠組みでは、実効的な人権DDが実施できないことを示している。

従来のマテリアリティ・マトリックスにおける実践で最も多かった、企業にとっての重要性の軸は、企業のリスク管理の思考によるものであり、その延長線上でステークホルダーの評価を捉えていたことがマテリアリティ判断の課題とされていた。この点、人権DDに置き換わったとしても、同様の思考で企業自身のリスクを軸にインパクトを捉えた場合、結果的に選択されるステークホルダーは限定的となることが示唆される。よって、インパクト評価においても、いかに企業のリスク管理の観点から脱却できるのかが鍵と考えられる。

5 おわりに

サステナビリティ情報の開示については、投資家を対象にした制度開示の流れが主流化しているが、その内容を規定する財務的マテリアリティを直接的に判断するのは難しく、そのベースにはサステナビリティ目的で捉えた情報が必要となる。また、財務的マテリアリティに対しては、企業の持続可能な開発目標への積極的な貢献の観点からは不十分とされているだけでなく、企業価値を評価するうえでも視点が狭くなるとの反対意見もあることから（Adams and

Mueller 2022)⁹⁾、サステナビリティ報告書の存在意義は失われていないと考えられる。

一方、従来のサステナビリティ報告書の内容を規定するマテリアリティの判断に関しては、ステークホルダーの評価の観点から課題が大きく、GRIはインパクトの評価へと軌道修正を図っている。このインパクトの評価においては、人権DDという新たな企業責任のツールが組み込まれ、サステナビリティ目的を前進させている。しかしながら、人権DDにおいても企業のリスク評価の枠組みから脱却できなければ本来の目的を達成できない。それは企業のリスク評価に立脚した財務的マテリアリティに狭められてしまうからである。

注

- 1) 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 第1回事務局説明資料 参照 (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20240326/03.pdf 2025年2月16日アクセス)
- 2) 牟禮 (2024) 参照。GRI (2021) においても、組織の財務パフォーマンスや長期的な成功に関心のある人々にとっても、インパクトは重要であり、インパクトを理解することは、組織にとって関連する財務的にマテリアルな事項を決定するために必要な第一歩であるとしている。(GRI 2021, p.15)
- 3) Jørgensen など (2022) による金融市場の専門家を対象にした研究では、回答者は、経済的に重要なサステナビリティに関する課題と実際のサステナビリティへのインパクトの両方の情報を望んでいること、長期的な視点でマテリアリティを捉える考え方が多いことを示している。(Jørgensen et al. 2022, pp. 350-352)
- 4) G250は、グローバルフォーチュン500の中の売上トップ250の企業であり、N100は、世界58の国・地域の売上トップ100で構成される5,800社の企業である。(KPMG 2024, p.12)
- 5) GRIウェブサイト (<https://www.globalreporting.org/standards/standards-development/topic-standard-project-for-human-rights/> 2025年2月16日アクセス)
- 6) 現行のGRI基準においても、ステークホルダーとの直接協議の際に、ステークホルダーの障壁を取り除くことについて言及されている。(GRI GSSB 2021b, p.10)
- 7) 第一世代には、英国やオーストラリアの現代奴隷法 (Modern Slavery Act)、第二世代には、フランスの注意義務法 (Devoir de Vigilance)、ドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法 (Lieferkettengesetz)、欧州委員会の企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令 (CSDDD : Corporate Sustainability Due Diligence Directive) などがある。(Dupont et al. 2024)
- 8) 透明性を求める法制化の背景には、十分な情報を持つステークホルダーからの圧力によって、企業は人権問題を一掃することを余儀なくされるという考え方がある。(Dupont et al. 2024, p.144)
- 9) IFRS財団がサステナビリティ報告基準の標準化を検討する際のコンサルテーション・ペーパーへの回答では、学術関係者からの回答39件のうちマテリアリティに関する質問に対する賛成意見は5件で、31件は反対意見を表明している。(Adams and Mueller 2022)

参考文献

- AccountAbility (2015) *AA1000 Stakeholder Engagement Standard 2015*, AccountAbility.
- Adams, C. and Mueller, F. (2022) "Academics and policymakers at odds: The case of the IFRS foundation

- trustees' consultation paper on sustainability reporting”, *Sustainability Accounting, Management and Policy Journal*, 13(6), pp.1310–1333.
- Dupont, V., Pietrzak, D. and Verbrugge, B. (2024) “A step in the right direction, or more of the same? A systematic review of the impact of human rights due diligence legislation”, *Human Rights Review*, 25(2), pp.131–154.
- Eccles, R.G. and Krzus, M.P. (2015) *The Integrated Reporting Movement: Meaning, Momentum, Motives, and Materiality*, John Wiley & Sons.
- Fiandrino, S., Tonelli, A. and Devalle, A. (2022) “Sustainability materiality research: A systematic literature review of methods, theories and academic themes”, *Qualitative Research in Accounting and Management*, 19(5), pp.665–695.
- Global Reporting Initiative (GRI) (2006) *Sustainability Reporting Guidelines*. (日本語訳「サステナビリティ レポーティング ガイドライン」)
- Global Reporting Initiative (GRI) (2013) *G4 Sustainability Reporting Guidelines: Implementation Manual*. (日本語訳「G4 サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン 実施マニュアル」)
- Global Reporting Initiative (GRI) (2021) *GRI Universal Standards 2021 Frequently Asked Questions (FAQs)*.
- GRI GSSB (2016) *GRI 101 Foundation*. (日本語訳「GRI 101：基礎 2016」)
- GRI GSSB (2021a) *GRI 1 Foundation 2021*. (日本語訳「GRI 1：基礎 2021」)
- GRI GSSB (2021b) *GRI 3 Material Topics 2021*. (日本語訳「GRI 3：マテリアルな項目 2021」)
- Jørgensen, S., Mjøs, A. and Pedersen, L.J.T. (2022) “Sustainability reporting and approaches to materiality: Tensions and potential resolutions”, *Sustainability Accounting, Management & Policy Journal*, 13(2), pp.341–361.
- KPMG International (2024) *The move to mandatory reporting : Survey of Sustainability Reporting 2024*, KPMG.
- McCORQUODALE, R., SMIT, L., NEELY, S. and BROOKS, R. (2017) “Human rights due diligence in law and practice: Good practices and challenges for business enterprises”, *Business and Human Rights Journal*, 2(2), pp.195–224.
- Puroila, J. and Mäkelä, H. (2019) “Matter of opinion: Exploring the socio-political nature of materiality disclosures in sustainability reporting”, *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, 32(5), pp.1043–1072.
- Torelli, R., Balluchi, F. and Furlotti, K. (2020) “The materiality assessment and stakeholder engagement: A content analysis of sustainability reports”, *Corporate Social Responsibility & Environmental Management*, 27(2), pp.470–484.
- United Nations (2011) *Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework*. (仮訳「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組みの実施」) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000062491.pdf> 2025 年 2 月 16 日アクセス)
- Vigneau, L. and Adams, C.A. (2023) “The failure of transparency as self-regulation”, *Sustainability Accounting, Management and Policy Journal*, 14(4), pp.852–876.
- 牟禮恵美子 (2024) 「サステナビリティ財務情報におけるマテリアリティの課題」『会計プロフェッション』19, pp.153–167.